

## 2.2.7.1 環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況及び環境基準

### 1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法(平成5年法律第91号)」に基づく大気汚染に係る環境基準を表2.2.7.1-1に示す。

表 2.2.7.1-1(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考 1.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。2.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。				

注)出典:「大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)」

表 2.2.7.1-1(2) 大気汚染に係る環境基準

二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
-------	--

注)出典:「二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環境庁告示第38号)」

表 2.2.7.1-1(3) 大気汚染に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注)出典:「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第4号)」